

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第11号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、庁舎管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和5年11月10日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 183,128円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府門真市在住 53歳男性
- 3 事故の概要

令和5年8月8日午後3時30分頃、亀岡市役所庁舎ロータリーを相手方車両が走行していたところ、市役所庁舎内の樹木の枝が落下し、当該車両のボンネットが損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 183,128円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府門真市在住 53歳男性
- 3 事故の概要

令和5年8月8日午後3時30分頃、亀岡市役所庁舎ロータリーを相手方車両が走行していたところ、市役所庁舎内の樹木の枝が落下し、当該車両のボンネットが損傷した。